



VITNIPPON パートナー
柴田篤 千田昌明 タンバマヒティワーニチャー

第4回 会社終了に先立つ最終税務監査

会社撤退の最終段階では、審査のため歳入局に最終の監査済決算書(解散日付の決算書)を提出し、VAT登録証の返却をしなければなりません。政府に対する未払いの税金債務がないことを歳入局が確認すると、歳入局は商務省事業開発局(DBD)に対し、会社が全ての税金を支払済みであることを確認する公式文書を発行します。DBDは、この確認文書を受領した場合に限り、清算完了の会社登録を受け入れます。

当社の経験上、歳入

局の最終税務監査の段階での清算プロセスが何カ月も、時には一年以上も遅れることがあります。これは、最終的な税務監査が歳入局にとり税務上の違反もしくは未遂行の義務を発見するための「ラストチャンス」となるからです。そのため歳入局では、納税履歴の見直しを徹底的に行います。DBDが清算完了を受け入れて、清算完了証明書を発行した以後は、当該会社に対する債務を追求するためには、その清算を無効とするための裁判所命令が必要となります。

ます。最終税務監査で頻繁に提起されるいくつかの共通の問題は以下の通りです。

損金算入できる費用の否認

歳入局は、売上原価または役務原価に直接関係しない特別損失や費用を頻繁に精査します。例えば、経営管理者に支給される特別賞与、海外の親会社による特別費用、関連会社による下請け費用などがそれに当たります。歳入局は、清算会社の低い利益率または損失に疑問を持ち、特定の費用について損金算入を否認することを試み、税務上の利益を増加させることに繋げようとしています。

仕入VATの否認

会社が累計損失により事業を終了することがよくあります。このような場合、会

社は法人所得税の対象とはなりません。そのため歳入局は、仕入VAT否認の可能性について会社のVAT申告書をよく見直すことになり、VATは、会社が利益を上げているか否かにかかわらず支払われるため、歳入局が追加として税務負担を会社に課す可能性のある領域と言えます。

資産の売却

会社が事業を終了する際、通常は残余在庫と資産を出来るだけ早く売却しようとしています。多くの場合で、清算人および株主が、大幅な割引価格で資産を売却する可能性があります。これは合理的な事業上の決定と言えますが、売却額が資産や在庫の帳簿価額よりはるかに低いという理由で、歳入局により異議を唱えられることがよくあります。

歳入局は、実際の販売価格を認めず、売上から得た収益を決定するに当たり帳簿価額を適用するかも知れません。

印紙税

多くの会社は、各種契約書および書類が印紙税の対象であることを認識していません。日々の事業運営において、会社は印紙を添付せずに契約を実行することがあるでしょう。歳入局は、これらの契約書や書類を調査し、会社が適切な印紙を添付しているかどうかの確認を要求してきます。例えば、印紙税は、土地や建物の賃貸契約、サービ

為替手形、株式証書、委任状などの様々な法的文書に必要となります。

会社が清算手続きを完了させるに当たり、大幅な遅れを出さないようにするため、清算人は、歳入局が最終税務監査で提起する可能性のある質問および税務問題に対応できるように準備をしておく必要があります。さらに、清算人は、不履行があった場合に予想される課税および罰金を支払うに十分な現金準備金が確保できるような措置も取っておくべきでしょう。(次回は、撤退における雇用終了についてです)

執筆担当者

柴田篤 / パートナー (東京)



専門租税法・国際経済法。オランダ・英国に留学。日本水産時代にタイ合弁会社撤退を担当 90 億円の訴訟を退けた。海外撤退のプロ

千田昌明 / パートナー (大阪)



日米タイで移転価格・税関対応などを専門。最近 30 年振りに落語の稽古を再開しバンコクでも披露予定

タンバ・マヒティワーニチャー /



パートナー (バンコク) 会社法、投資 (BOI)、外国人事業法、関税・輸出入規則に関するアドバイス提供・サポートが専門。関税法のスペシャリスト